

特記仕様書

1 総 則

秋田県林業研究研修センター管理棟及び研究棟について、建築物の保全及び良好な環境の維持を図るため、次に掲げる清掃業務（以下「委託業務」という。）を実施するものとする。

なお、委託業務の実施にあたっては、労働安全衛生法及びその他清掃に関する関係法令等を遵守し、適正に委託業務を実施することとする。

2 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 作業内容

- (1) 施設名 秋田県林業研究研修センター
- (2) 所在地 秋田県秋田市河辺戸島字井戸尻台47-2
- (3) 作業内容 清掃面積及び清掃方法は別紙「清掃業務委託仕様明細書」のとおり

4 作業日時

委託業務を実施する日時は、毎週火・木曜日（秋田県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除く日）とし、時間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、委託業務を実施する日時が毎週一回と定められている委託業務は、毎週火曜日に実施するものとする。

なお、林業研究研修センターの運営管理上、特に施設管理責任者（以下「管理者」という。）が指示する場合は、管理者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

5 委託業務従事者

受注者は、委託業務を実施するために必要な委託業務従事者（以下「従事者」という。）を確保し、かつ適切に配置し、委託業務を実施するものとする。

6 委託業務責任者

受注者は、従事者を指揮監督できる者を委託業務責任者（以下「責任者」という。）に配置し、常に清掃区域の点検を行うものとする。

なお、責任者には、3年以上の清掃業務の実務経験を持ち、清掃に関する十分な知識を有する者を充てること。

7 教育指導

受注者は、委託業務の実施にあたり、林業研究研修センターの維持管理に配慮し、次に掲げる事項について責任者及び従事者を教育、指導するものとする。

- (1) 委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、発注者の信用を傷つけないように誠実、迅速かつ効率的に行うこと。
- (2) 林業研究研修センター内の規律維持のため、サービス、服装等に留意し、かつ名札を常時着用し、従事者であることを明確にするとともに、職員及び訪問者等に不快感を与えないよう作業、言動に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た機密、情報を漏らさないこと。
- (4) 火気の使用、騒音の発生、出入口の戸締まりに注意し、火災、その他の事故等が発生しないよう十分注意のうえ、作業を実施すること。
- (5) 委託業務に使用する器具、資材等で、林業研究研修センター内の施設、設備等を損傷しないこと。

- (6) 発注者から貸出を受けた鍵等は、慎重に取扱い、委託業務を実施するために必要な時間と場所に限り使用し、責任をもって返却及び管理すること。
- (7) 委託業務に使用する器具、資材等は、委託業務の実施個所に応じ、良好な品質のものを使用すること。
- (8) 委託業務の実施に関し、管理者から指示があった場合には、これに従うこと。

8 事故等の措置

- (1) 委託業務の実施に伴い、林業研究研修センター内外の施設、設備等に破損または故障を発見した場合は、すみやかに管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (2) 委託業務の実施に伴い、事故を起こし、若しくは事故に遭遇した場合は、すみやかに管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 委託業務の実施に伴う従事者の疾病、傷害、その他事故については、原則として受注者の責任において措置すること。

9 経費等の負担区分

- (1) 発注者の負担
 - ①清掃用具保管場所、その他管理上必要な施設及び設備の確保
 - ②委託業務の実施に伴う光熱水費
 - ③トイレトペーパー、ゴミ袋等消耗品類
- (2) 受注者の負担
 - ①清掃用具一式(各種清掃に要する機械・器具)
 - ②洗剤

10 業務の適正な実施

委託業務の実施に際しては、管理者と定期的に打合せを行い、適正な業務の実施について協議するものとする。

11 誠実な履行の義務

この仕様書に定めのない事項または仕様であっても、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろんのこと、発注者と受注者が協議して定めた事項については、従事者に周知徹底し、誠実に実施すること。